

イヤです 非通 戦信



発行:2008・8/4
第11号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11
シティコープ 上町402市民共同ビル SORA内
ファックス: 06-7777-4925

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

第10回
弁論

届け裁判官に！届け日本の良心に！

この涙は父の無念の涙！

* 6月10日弁論の報告

I. 当方から第19準備書面が提出され陳述されました。靖国のどのような行為が原告の権利（敬愛追慕の念）を傷つけるのかということについて具体的に論ずることと、これまでの被告の反論に対する再反論です。被告は合祀が宗教行為であるから、これを裁判で争うことはできないという議論（宗教活動フリーパス論）を繰り返していますが、私たちが主張している権利は「生活を共にするなど、深い紐帯で結ばれて人格的一体性を有する故人に対する敬愛追慕の念」が、被告の行為によって傷つけられたことです。この敬愛追慕の権利は靖国にはまったくありません。したがって、裁判所は原告の権利と被告が主張する「宗教活動」の権利を秤にかけて判断すればいいのです。それは、ちょうどプライバシーの権利と表現の自由の権利を秤にかけるようなものです。一方の権利が「表現の自由」ではなく「宗教活動の自由」になったとたんに、秤にかけることなくフリーパスだというのは暴論であり認められないことを明らかにしています。

また、被告靖国神社から第3準備書面が提出され陳述されました。内容は当方の16,17準備書面（新資料に基づく国の関与）に対する反論と、18書面に対する反論です。前者は靖国としては国の関与があったことを誇りたいくらいでしょうが、一応国の主張と合わせてお茶を濁しています。後者は、原告の被害利益の主張は「結局のところ、靖国の教

義の判断を求めるものであって不適法」の乱発です。親族のみの合祀取り消しを要求することにおいて靖国の教義全体の当否を裁判所が判断する必要などないのですから、最終準備書面で簡単に再反論しておけばすむと思われれます。

また、高橋哲哉さんの『意見書』が前日に提出されました。これによって高橋さんの証人採用が決定されるはずでしたが、なお正式には決まっています。もっとも、裁判所は閉廷後の進行協議において、尋問時間の協議を行っていますから、採用されることは明らかです。おそらく、決定の通知は次の進行協議においてなされるものと思われれます。

II. さて、その後いよいよ本人尋問が開始されました。

①菅原龍憲さん（大川代理人の尋問）

父の死を「おめでとうございます」と称し、「あなたのお父さんはここ（靖国）に祀られて喜んでいらっしゃる」という靖国の無断合祀行為による被害を詳述されました。人間をひとまとめにして「英霊」として合祀するのは、人間の根幹を成す主体性を奪うものであると。

②西山誠一さん（中島代理人尋問）

父は加害者であったと同時に被害者であった。霊壘簿記載取り消しを要求の返答の中に見られるように、これを褒め称えている靖国

の態度は父と私への冒涇である。憲法九条は被害者であると同時に加害者でも会った父の遺言であると思っている。九条への取り組みやこの訴訟への取り組みは私にとって「南無阿弥陀仏の自己表現」である。

③古野竹則さん（井上代理人尋問）

戦死して靖国に合祀されている古野さんの兄の脩さんは、同じく戦死して靖国に合祀されている古野さんの父・竹蔵さんに、「竹則を軍人にするな」といい続けていたそうです。それは手紙にも父の友人を介しても繰り返して熱心に言われていたのです。「あの時代、

自分や父は そのようにしか生きることができなかったが、弟の竹則には人間らしい生き方をしてほしい」ということだったと、今、

古野さんは考えています。然るに、国は父と兄を侵略の手先として使い、靖国は国と共同して二人を侵略肯定の宣伝に利用している。まことに腹立たしいことだと思つたと証言されました。

④富樫行慶さん（和田代理人尋問）

富樫さんの父・弘人さんは富樫さんがわずか二歳のときに戦死されているので富樫さんにとっての直接の記憶はほとんどありません。しかし、弘人さんはたくさんの詩歌を残しておりそれらを読むことで富樫さんは父と一体の自己形成をしてこられました。弘人さんは明らかに靖国に祀られたくないと考えていると、今、富樫さんは思っています。とりわけそれを明確にしているのは「出征」に際して詠んだつぎの和歌です。

蒼海原わが越へゆく と告らせども子らはうつつにゑむぞかなしき

富樫さんは戦没者遺族の青年会の世話などもしたことがあり、遺族が靖国に結集せざるを得なかったことも踏まえて、もう父を利用し続けるな、靖国から解放してほしいと叫びます。富樫さんは何度も涙で言葉を詰まらせておられました。

「私はどちらかといえば冷淡な性格なのですが、父のことになると涙が止まらない。これは私が泣いているのではない。父が私を通して泣いているのだ」

⑤古川佳子さん（加島代理人尋問）

古川さんの二人の兄との濃密な思い出は生

き生きとして目に浮かぶようなリアリティをもって裁判官や傍聴者に伝わりました。この兄たちとともに日本の戦後を生きたかった。兄たちの思いは、幸いにし

て生きて帰ってきた兵士たちの言葉や、偶然にも兄と同じ部隊にいて戦死した詩人・竹内浩三の残した「骨のうたう」などでよくわかる。兄たちは死してなお靖国と国に利用されている。戦死した子らへの思いをたくさん和歌に残した古川さんのお母さんもすでになくなられたが、「子らを返せ」といい続けておられました。古川さんは昨年3月にお母様が兄を背負って靖国から取り返した姿を夢でありありとご覧になったそうです。

⑥吉田文枝さん（丹羽代理人尋問）

吉田さんの叔父・大八木研吉さんは吉田さんが零歳の時に戦死されました。健吉さんの父や母（吉田さんの祖母）も亡くなり最後の遺族となった吉田さんは健吉さんのたどった足跡を克明に調べました。生き続けたかった健吉さんが自分たちがこうむった事態（被害者でもあり加害者でもあったこと）を知ることなく死んでいったことに対して限りない哀惜の念を抱いておられます。靖国にはそうし



た追慕の念があろうはずはありません。靖国は、生きている者・生き続けたい者にではなく、戦死した者だけに対して、それをつぎの戦死者の模範として利用するための興味しかもたないのです。それなのに被告靖国は、おじさんの思い出さえない吉田さんが敬愛追慕の念を主張するのは訴訟するためのものだと非難しています。吉田さんの証言は靖国の暴言をきっちり否定するものでした。

Ⅲ. 被告靖国の反対尋問

被告・国は反対尋問をしませんでしたが、靖国は律儀にすべての証人に対して反対尋問を行ないました。反対尋問の狙いはほぼ共通していましたので、まとめて概要を紹介します。それは、「原告らは自身の政治的・宗教的信念からそれに反する（と原告らが考える）靖国神社の宗教活動を妨害するために訴訟という手段をとったのであり、原告らの主張する被害など存在しない、または、法律的に保護すべきものではない（したがって、この裁判は却下されるべき）」ということを浮き彫りにしようというものだと思います。確かに靖国の宗教法人としての立場を否定してしまうような主張をすれば請求棄却どころか、訴訟の却下を呼び込んでしまいます。敬愛追慕の念が侵害されたのだという主張に徹する必要があると思われます。そういう意味では、富樫さんの「父が私を通して泣いている」という証言はまことに的確だったと思います。

また、多くの原告は以前にも自分の親族が靖国に合祀されていることを意識しつつ政教分離訴訟や反天皇制の運動に関わってきました。反対尋問は、そういう長い活動歴の中で、本人自身の被害を訴えると称する合祀取り消し訴訟が、なぜあとになったのか、被害は口実にすぎず靖国の宗教活動に対する新たな妨害を思いついたにすぎないのではないかという印象を与えようという狙いです。

今回の三人の原告尋問においてはこれらことに留意し、さらに力強い証言を期待したいと思います。

以上

傍聴の記

夫の戦争遺児としての原体験の上にある私たちの日常。〈非戦・平和〉を願って

富樫通子

私は、このたびの「靖国合祀イヤです訴訟・大阪裁判」を傍聴するため、はじめて原告の夫と共に前日から、大阪へ向けて発ちました。わたしにとっては今回の裁判傍聴することは、運動の支援の方とは異なった別の意味合いもあった。夫が原告としてこの裁判に関与しているということを知ってから、私ははじめ家族はそんなに日数がたっていません。しかし、私にとっては、夫やその家族、そして浄土真宗の寺院での坊守としての日常には、いつもこの夫の父、富樫弘人の戦死という原体験の上に重ねられていた。寺族としての日常、ご門徒とのかかわり、また、幼稚園や保育園の運営をとおしての日常、社会とのかかわりすべてが、夫の戦争遺児としての原体験の上に常にたち、そこからはじまっていることを認識せずにはおけなかったということでもあります。

この裁判での原告、夫の意見陳述を傍聴することは、わたし自身の生の証しとして受け止めていくことにもなると思えました。平和とは、そのための教育とは、あるいは信仰とは、生きる智慧とは夫の原体験をどのように共有し、それをどのように自分の生として意味づけ、社会のいのちとしてどのようにかかわっていくか、そのよるべともなるわたし自身の智慧をもちたかったということでもあります。

裁判所正門前には、早くから70席あまりの傍聴席を求めて多くのかたがあつまっていた。原告・被告側それぞれの支援者をはじめこの裁判へのいろんな思いを胸に持った方々の中へ私も傍聴券を求めて並んだ。手にした傍聴券はしっかり席

を与えてくれた番号がしるされていた。裁判という場にはじめて出会った瞬間でもありました。支援者の方から前もって準備書面をいただいた。

意見陳述者としての原告席のすぐ後ろ、傍聴席の一番前にすわりました。原告として座っている夫の緊張の面持ちが伝わってくるそんな緊張感をもあった。6人の原告の意見陳述がそれぞれの代理である弁護人の質疑応答ではじまった。

その質問の内容は、一貫して、原告が合祀されている戦没者との家族的人格的紐帯の中にあるからこそ敬愛追慕する人格権をもつことの意義づけを明確にしているものであった。

この裁判において原告となった夫の原体験を通しての主張を意味づけるものだと納得させられる思いであった。心配はしていましたが、夫の涙がとまらなくなった。「僕が泣いているのでなく、父親の涙が僕を泣かせている」と訴えた夫の意見陳述は、私自身もそうであったが、おそらく裁判官の心に届くものであろうと思った。靖国側の代理弁護人は、合祀への反対への思いをいやくようになったのは、政治的反戦運動関与が合祀反対の気持ちをもったのではという意味合いを含んでいるかのように、原告が合祀取り下げを申し出た時期とのすり合わせに終始一貫した質問として各原告へ反対尋問されていたことが印象的であった。しかし、6人の原告のことばは、それを否定し原告と合祀戦没者との家族的人格的な紐帯の中での原告それぞれの人格証明を印象付けた答えとしてきくことができた。特に原告古川佳子さんが81歳という高齢にもかかわらず、二人の兄の戦死にいたるまでの思出、母親の短歌や詩へ托した悲しみの思い、骨の詩の力強い朗読は靖国合祀取り下げを通しての反戦、非戦への感動的な訴えとして届いてきた。家族だからこそ、敬愛追慕の情をもっているからこそ合祀に納得が行かない、戦没者

となった家族の意思を伝えたいという思いが、質問への答えとしてうけとめられた。また、このことが、運動論として合祀を取り消していくのではなく、戦没者を敬愛追慕する人格権として合祀取り下げの願いにつながっていくことを訴えていたと感じることができた。

ここから、靖国のあり方を問うことができるし、非戦、平和な人間社会の構築へと訴えていく願いの広がりにつながるという思いを持った。

次回第11回弁論予定

2008年

9月4日(木)

午前11時～17時

傍聴抽選（午前10時までに大阪地裁正面玄関前集合）

内 容：原告尋問／学者証人（高橋哲哉さん）尋問

時 間	証 人	尋問担当
11:00～	西山俊彦	加島 宏
11:30～	釈氏政昭	大橋さゆり
13:30～	松岡 勲	康 由美
14:00～ 15:30	高橋哲哉	新井邦弘

★傍聴券の抽選は午前のみです。午後だけの傍聴希望の方も午前から抽選に並ぶか、午前だけで帰られる方の傍聴券を引き継ぐかです。事務局に問い合わせください。

楊元煌さんの提訴取り下げについて

文責：菱木

小泉靖国参拝違憲アジア訴訟以来、ともに闘ってきた楊元煌さんの靖国合祀取り消し提訴（靖国合祀イヤです訴訟）を取り下げざるを得ないようになりました。

合祀イヤです訴訟の請求趣旨は「霊璽簿等からの（楊さんの義父の）氏名の抹消」ですが、肝心の「義父の氏名」が霊璽簿に記載されていないことがほぼ確実になったからです。存在しないものを抹消せよという請求は成立しませんし、氏名記載による損害賠償も維持しにくいからです。

楊さんの義父が「高砂義勇隊」として日本軍の侵略の戦場に駆り出され、命を落としたのは確実であり、それに対する日本政府の謝罪や十分な補償がなされていないことには間違いありません。しかし、靖国神社の霊璽簿にその名の記載がないことはどうも確実であるようです。

原告本人尋問を前にして、楊さんの尋問請求は難しいし、他の原告の請求との関連からも、この際提訴を取り下げたほうが良いと判断しました。

1. 霊璽簿不記載の経緯

どうしてこのような事態が生じたのかといえば、つぎのとおりです。

日本軍の軍人・軍属の管理は、戦前においては、当然軍隊が行なっていました。戦死を確認するいわゆる「戦死公報」は、所属部隊によって提出され、それを陸軍省・海軍省が最終的にまとめ、軍人恩給や靖国合祀の手続きを行なっていたのです（もちろん、これらの最終決定者は天皇ですが、そのことには今は触れません）。ところが、敗戦によって軍が崩壊し、これらの業務は、後に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（略して「援護法」）を運用する厚生省が引き継ぐこととなります（こ

れを）また、部隊が崩壊したなどの理由で戦前に戦死公報が出せなかったものなどの整理も厚生省が引き継ぎました。

ところが、援護法は韓国・台湾などの旧植民地出身者をその対象から除外しています。したがって、それなりの戦死公報・戦死記録のある旧植民地出身者の名簿は、援護法の対照としては宙ぶらりんの状態になっていました。しかし、援護法の対象としての支給金はないままに靖国神社へはこの名簿が手渡されました。これが台湾・韓国出身者の靖国合祀者です。これらの人は当人や遺族に何の知らせもないまま、勝手に靖国神社に祀られてしまったのです。

このように、日本政府は旧植民地出身者に対しては戦後補償から除外したので、これらの人たちからいくつかの補償要求の訴訟が提起されました。司法による救済はされませんでした。のちに、日本政府は台湾に対しては一括の「弔慰金」の支払いを約束し、一人当たり200万円程度の支出をしました。このとき、日本政府は旧軍の資料、厚生省の資料などを精査して一人一人にきちんと対応する補償を行なったのではありません。支給対象者は台湾政府に一任丸投げしてしまったのです。この「弔慰金」支払い業務は、日本国厚生省ではなく、日本国総務省が担当しています。

楊元煌さんの義父は、その妻（元煌さんの養母）の請求によって台湾政府が死亡認定をして弔慰金の支払いが行なわれました。ここで、楊さんの養母、楊さん自身、あるいは、周囲のほとんどの人が、楊さんの養父は靖国神社に祀られてしまったと確信したわけです。

2. 今後の共闘

以上のように、「霊璽簿等からの（楊さんの義父の）氏名の抹消」が裁判として成り立

たないのは残念ながら認めざるをえませんが、問題が解決したわけではありません。このような事態全体が生じた根本的原因は日本の台湾植民地支配であり、この事態は植民地支配による数々の蛮行とその事後処理の無責任の一例であるにすぎません。

今、台湾では靖国神社をひとつの核として、民族の記憶と尊厳を取り戻す機運が大きく盛り上がっています。また、本件訴訟に原告として闘い続ける日本の遺族も、台湾の原住民の方々の闘いにおおいに励まされてきました。侵略の英霊として祀られ、それを放置するのは、これら台湾の方々に対して恥ずかしいという気持ちが日本人原告が提訴にいたる大きな動機でした。私たちの共闘は、この根本的な点において、なんら後退するものではないし、後退する必要のないものです。

今後とも、台湾原住民の闘いに連帯して、この訴訟を力の限り闘って生きたいと考えます。

ウーッホッホ 台湾訪問

楊元煌さんとお会いしました！！

5月23日から台湾を訪問し、原告の楊元煌（民族名アウイ・イェン）さんとお会いしました。楊さんの義父「川島昇」（タダオナツパイ）さんは1945年7月頃「高砂義勇隊」に徴用され、その後の消息がありません。戦後、日本政府からは、義父・川島昇に関する連絡は一切なく、やむなく養母は再婚。その養母も亡くなる前に、楊元煌さんに「川島昇さんも一緒に」と遺言されて亡くなられたそうです。戦後もずっと心にかけて続いていたのです。

川島昇の死に関連して、1944年に日本政府は弔慰金を支給、村の人々も親族も川島昇が靖国神社に祀られていると考えるようになりました。しかし、この裁判の過程で靖国神社には合祀されていないことが判明し、原告を

取り下げをせざるをえなくなりました。その相談をするために台湾を訪問しました。

楊さんは仁愛郷互助村（もと川中島）にお住まいですが、仕事の関係で最初は台南でお会いする予定が仕事の都合で埔里でお会いすることに。台湾国内での原住民の生活は決して楽ではありません。この間、厳しい生活の時間をさいての裁判闘争でした。

仕事現場の近くのレストランでお会いしました。経過報告をすると反対に「申し訳なかった」と。とんでもない。幸い？靖国には祀られてないけれど、タダオナツパイさんが、何時、どこで、どのように亡くなったのか、調査もせず、遺族に何も知らせていない私たち日本政府のありようが問われます。

楊元煌さんの祖父タダオ・ノーカン（No-Kan）はホーゴ社（Hogo）の頭目で、マヘボ社（Maboh）の頭目のモーナ・ルーダオ（Moung-Loo Dao）とともに霧社事件のリーダーの一人です。抗日の闘いの中で殺され、次の世代の若者が日本軍に徴用され戦場で殺されて、その後はその名も刻まれることなく、捨て置かれ、忘れ去られていく。この歴史を風化させてはならないと思います。

楊元煌さんの一番の悩みは、タダオナツパイさんのおとむらいを、どうするかということでした。原住民族の風習では、遺骨のない場合は遺品や洋服とか身の回りの物をよしろにするが、まったく何も残されてない。どのようなおとむらいができるのか、と。

「還我祖霊」の闘いは、まだまだ終わっていないことを実感しました。（やまうち）

それでも「連帯」はつづく！ 台湾原住民遺族とともに

なんとも納得のいかない結末になってしまいました。しかし、この間の台湾原住民原告との裁判闘争の中で、私たちは本当に多くを知り、多くを学びました。日本人遺族が思いの丈、闘いきることが彼らとの連帯になるのではないのでしょうか。

残念ながら裁判所では展開出来なかった彼らの想いを今後この通信に折々「台湾コーナー」として連載していきたいと思えます。

ウーッホッホ

弁護団の私のひとこと 【その4】中島光孝

「10万円金貨は
使えるか」



法科大学院の民法演習で「10万円金貨は使えるのですか」という質問がありました。この日のテーマは「金銭債権」です。民法402条1項は、「債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済することができる」としています。「通貨」とは通貨貨幣法によれば、「貨幣」と「日本銀行発行の銀行券」のことを言います。「貨幣」には500円、100円、50円、10円、1円の6種類があります。1万円の買い物をしたときに、受け取る側が小銭は嫌だと拒否しても受領させる通用力のある貨幣は、上記のうち500円だけです。通貨貨幣法は貨幣の額の20倍について通用力を認めているからです。ところが、「10万円金貨」もあるので、「それは使えますか」という質問が出てきたわけです。

ネットオークションで見ると、「10万円金貨」を高く売りつけようとしている人は、「64年という驚異的に長い元かを記録した昭和」、「昭和という時代を生きてきた我々にとってこの金貨はすべての象徴」と礼賛しています。140,000円の価格をつけている人もいます。他方、「金地金の相場価格はグラム当たり2744円」であり、「10万円金貨の純金20グラム」であるから、「10万円金貨」の価格は「5万円前後」である、金相場の下落とともにどんどん下がっていくという人もいます。

この14万円とか5万円という金額は何の価値を表しているのでしょうか。貨幣は貨幣の素材に価値（使用価値）があるのではなく、その額面額の通用力に価値（交換価値）があるとされています（民法学の通説）。純金という素材に着目する人は「記念」の貨幣であることに一片の価値も見出していないのでしょう。他方、14万円とする人は「記念」であることに価値があるとしています。通用力は1

0万円ですから、4万円が「記念」の価値ということになります。この「4万円」は昭和天皇在位60年の価値をいうのか。この「4万円」は「使用価値」なのか、「交換価値」なのか。あるいは別のなんらかの「価値」の表現なのか。

「朕深く世界の^{ちん}大勢と帝国の現状とに鑑み、^こ非常の措置を以て時局を收拾せんと欲し、茲に忠良なる^{なんじ}爾臣民に告ぐ」。これは国民に相談なく戦争を終結する旨を宣言する昭和天皇の言葉。「朕茲に米國及英國に對して戦を宣す」、「各々其の本分を盡し億兆一心國家の總力を擧げて征戦の目的を達成するに遺算なからむことを期せよ」。これは、国民に相談なく戦争を始める旨の昭和天皇の言葉。

昭和天皇就任83年。私たちは、「忠良なる臣民」ではなく、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する市民」である。なんらかの神秘的な「価値」はもはや不要である。靖国訴訟は、神秘的な価値の復活、「征戦の目的」という亡霊の復活を阻止する闘いでもある。

了

◆◆◆おたよりの◆◆◆

おたより・かんぱ・会費・ココろいき
ありがとうございます！感謝！！



《4月》

◆3月下旬に靖国神社に行きました。これで二回目です。二度と戦争はしないと誓い、死者を悼む場所としてはやはり千鳥ヶ淵墓苑がふさわしいと思います（京田辺K.M）

《5月》

- ◆継続をよろしくお願いします（伊丹Y.M）
- ◆この国に欠けているものは、基本的人権、そのために「信教の自由がない」先ず、この問題を考えなければ、（一人一人が）と思うのですが（あきるのM.M）
- ◆「あたご」の事件、国民を守ることなど初めから想定外で米国空母群を護衛することが

その主たる任務なのに新聞等の論調はあたかも国民を守ることが任務のように言いつのつていた。そもそも国を守るとは何か、何から守るのか(福井A.G)

- ◆私も連帯し、頑張ります!(箕面N.T)
- ◆仕事が忙しくて、傍聴に行けません。「忙しいとは心を亡くすこと」心をなくさず、これからも自分自身のこととして「ヤスクニ」にとりくんでいけたらと思います(大阪T.U)
- ◆我々に正義あり。戦前回帰の象徴靖国に一撃し、歴史の逆転を阻止しよう(河内長野K.E)
- ◆菱木先生、久しぶりです。ささやかですが、カンパ役立ててください(岐阜)
- ◆いつまでも頑張らしましょう。あきらめては駄目です(東京K.K)
- ◆法廷へ参加できず、残念です、奮闘祈る(石川M.S)

- ◆支援の気持ちばかりです(松原F.K)
- ◆少しですみません(富田林O.K)

《6月》

- ◆ご苦労様です(三重M.K)
- ◆改憲キャンペーンがやや下火になっている中で海外派兵恒久法が今秋国会に上程されようとしています。イラク侵略戦争にせよPKO派兵にせよ自衛官の戦死者が予想される(すでに多数の自殺者は出ていますが)昨今為政者にとっても「靖国」は今日的課題とされているようです。6/10は都合がつかず、大阪地裁の傍聴に行けません。9/4は参ります。とりあえずカンパ送金しときます(大阪M.T)
- ◆年金暮らしなのでわずかしかお送りできず、すみません(大阪W.M)
- ◆ねばり強く頑張りを皆さんと共に(兵庫K.Y)
- ◆村上教二さんの紹介です(新潟M.R)
- ◆運動に敬意を表し支援致しております(新潟O.S)

- ◆村上教二さんの紹介です(新潟M.L)
- ◆村上教二さんの紹介です(新潟G.F.J)
- ◆大変お世話になっています、兄二人の特別弔慰金が入りましたのでその中からカンパです。(箕面F.Y)
- ◆古川さんの気持ちは祖母と同じです。ずっと言っていました、靖国神社から取り返すと。自分が長く命を持ったのは二人分生きたからと100才まで生きました(京都Y.T)

《7月》

- ◆村上教二氏に紹介されました(柏崎市I.U)
- ◆がんばりましょう(大阪市O.H)
- ◆古川さん他、みなさん健康に充分御留意くださいませ(東京N.I)
- ◆村上教二氏に紹介されました(石川I.U)
- ◆・兄二人返せと妹の反靖国
古川さん、大会でお目にかかれてうれしかったです。まだまだがんばらねば、と(東京K.U)
- ◆7月箕面忠魂碑違憲訴訟原告故古川二郎様15年記念日、故神坂哲様22年を憶えカンパ送らせて頂きます。皆様のご健闘を感謝します

(堺Y.A)



第11回

靖国合祀イヤです 訴訟報告集会

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 日時 | 9月4日(木)
6:30~ |
| 場所 | エル大阪 606号室 |
| 会場費 | ¥800 |
| 内容 | *講演
「靖国問題」のこれから |
| 講師 | 高橋哲哉さん
*原告・弁護団の報告
*その他報告 |

6/10と9/4、二日にわたる原告たちの尋問高橋哲也さんの尋問。この訴訟での私たちの主張はほぼ終わり、次回、最終準備書面でまとめに入りいよいよ結審です。裁判の進行と同時に世間でも「靖国」問題が様々に展開していったのではないのでしょうか。「靖国問題」、なお一層の論議が展開されることを期待しながら、高橋さん、原告の皆さんの報告を聞いていきたいと思っています。





原告団長 川端光善さん

ガッティンナラン！

「靖国合祀ガッティンナラン！訴訟」

傍聴記

6月17日、沖縄での「靖国合祀ガッティンナラン！訴訟」の口頭弁論が始まった。大阪の「靖国合祀イヤです訴訟」から私が、前日の夜、沖縄船員会館で開催された前段集会から参加した。

前段集会では、参加した原告の皆さん、池宮城弁護士、そしてこの裁判に代理人として加わった若い弁護士の皆さん、「共に歩む会」の西尾事務局長はじめ訴訟の事務局を担っておられる皆さん一人ひとりから裁判にむけてのそれぞれの決意が語られた。沖縄大学の石原昌家さんからは概要次のような話があった。

1月12日に『共に歩む会』を立ち上げた。裁判を通して、歴史の捏造を正し、沖縄戦の真実を明らかにしていきたい。原告の5人は、5千人にも5万人にも匹敵する。この訴訟に参加された8人の若い弁護士は、沖縄戦の真実を次の世代につなげる貴重な存在だ。そして、沖縄靖国訴訟での焦点の一つである「戦傷病者戦没者遺族等援護法」は、その制定当時、「補償でなければならない」と制定反対の動きがあった。しかし、朝鮮戦争の最中に強行された「援護法」の制定は、日本国家を、憲法9条に反する再軍備がされ、戦争責任がないがしろにされ、歴史の歪曲がされている今の日本国家に変える原点になった。そのことを問うためにここに集っている私たちは、今は少ないがすごい集団なのだ、沖縄戦の研究者として原告団・弁護団にできるかぎり協力する。

そして、17日当日、12時30分から「うちなーんちゅよ！またん子や孫を戦場に送りますか？」の横断幕を掲げての沖縄地裁前集会のあと、傍聴券の抽選に並んだ。ここでも右翼が動員されている。58枚の抽選券が配られたが、法廷は記者席もあり法廷には入れる傍聴者は20数名。国の代理人も、靖国神社の代理人も大阪と同じだ。

法廷では、まず、訴状要旨が3人の弁護士から読み上げられ、続いて原告3人（川端光善さん、崎原盛秀さん、金城実さん）の意見陳述が行われた。

訴状要旨では、特に「靖国神社の持つ意味と役割を十分に理解するためには、沖縄の歴史と日本の関わりを無視することはできない」として、琉球処分から沖縄戦、さらに在日米軍専用基地の75%が沖縄に集中する今の沖縄に至る歴史を押さえた上で、沖縄戦で得た教訓は、『軍隊は住民を守らない』どころか、軍事優先の結果、住民を殺害したり、死に追い込んだりしたということであり、沖縄戦は「天皇制国体護持と、そのために本土防衛の捨石作戦であった」と断じている。さらに、「援護法」は、①日本軍によって銃剣でもって避難壕から追い出された住民、②日本軍による食糧強奪を受けた沖縄住民、③日本軍の作戦により強制された『集団死』の被害者たる住民、④スパイ嫌疑により日本軍に惨殺された者までを「準軍属」とし「戦闘参加者」にしているが、日本軍の犯罪行為の被害者である住民を、加害者である日本軍に取り込むことは到底許されない、死者に対する冒瀆だ。靖国神社は住民の生命を蹂躪する行為を行った者らを『英霊』とするもので、沖縄にとって到底許されざる存在だと、鋭く切り込んでいる。

そして、この訴訟において、原告らが主張

* 参加費¥800 昼間の裁判に参加できなかった方も是非参加を！

するもっとも主要な点は、「沖縄戦において戦争の被害者として無念の死を強いられたものが国に殉じた英霊として靖国神社に合祀されてしまったことに対する許しがたい苦痛であり、合祀手続きに協力した国に対する許しがたい怒りである」として、靖国神社と国の密接・違法な共同行為による「無断合祀」を鋭く批判し、合祀が継続する限り、原告らの被る深刻な精神的苦痛は今後も継続すると、深刻な侵害を除去するために合祀の取消を求めている。

続いて、原告の陳述が行われた。

原告団長である川端光善さんは沖縄戦で母、兄、祖母を亡くしている。お母さんは家族と離れたところで砲弾にやられた。家族はお母さんを葬ることができないまま米軍の捕虜となり、お母さんは2年あまりも野晒しとなっていたという。防衛隊員にされたお兄さんも陸軍上等兵とされているが、防衛隊員には階級はなかったはずだ。「母も兄も嘘の記録による合祀となっている。嘘の合祀は1日も早く解消されるべきである。靖国神社は再び戦争のできる国づくりに熱心な人々が参拝するところとなっており、そのような所の名簿に肉親の名前を載せておくことは戦争屋の人々に政治利用され続けることになるのでどうしても合点がいかない。1日も早く合祀を取消してもらいたい」と明確に主張された。

崎原盛秀さんの家族は日本軍によって壕を追い出され、身を守る盾もない野原の立木の陰で身を寄せ合っていたところ爆弾の破片がお母さんを直撃し、即死されたのだという。お母さんは、沖縄人であることを頑なに守り通す意志の強い人であり、神社や神道の押し付けに生理的嫌悪感を持ち、「天照大神」を「アマタラシ クマタラシ ウアーヌ カミ（あっちこっちで糞をまきちらす豚の神）」と揶揄し、拒否していた。「その母が靖国神社に合祀されていることに苛立ちと怒りをあらわにしていることは容易に想像できる」。遺族として、日本軍によって殺されたも同然のお母さんが「陸軍軍属」とされ、「殉国の英霊」にすりかえられ、再び戦争の道具として国家に利用するため靖国神社へ合祀されていることは、「心をえぐられるような耐え難

い精神的苦痛と抑え難い怒りを覚える」と主張した。さらに崎原さんの合祀取消し要求を傲慢不遜の攻撃的姿勢で拒否した靖国神社の不当な行為についても、裁判所が正義と勇気をもって公平・公正な審理を進めるよう求めた。

第1回口頭弁論終了後、また地裁前で横断幕をひろげて報告集会がもたれた。法廷に入れず、終わるのを待っていてくれた人々も参加。大阪から代理人として参加されている丹羽弁護士に促されて、私も発言させてもらった。沖縄、東京、そして大阪での訴訟の連帯を強め、共に勝利したい。

大阪訴訟原告 吉田文枝

沖縄訴訟次回からの弁論日程

第二回 8月19日(火) 11:00~

第三回 9月30日(火) 16:00~

那覇地裁にて



「ノー!ハブサ」

東京・靖国合祀取消訴訟

口頭弁論期日

10月6日 15:30~

12月18日 11:00~12:00

東京地裁大法廷

2008 平和の灯を!ヤスクニの闇へ
キャンドル行動ーヤスクニ・戦争・貧困

◆8月10日 日本教育会館ホール
鼎談、発言、コンサート。

◆8月4~11日
日本教育会館ギャラリー
ヤスクニをテーマの美術展

◆関連企画として、8月9日午後
「あんにょん・サヨナラ」上映会と美術
展関係のシンポを予定。

(東京方面の方、是非参加ください。)